

令和 6 年 5 月 31 日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01357

研究課題名（和文）外国判決の執行許可手続の簡素化と債務者利益との調整のあり方

研究課題名（英文）Facilitation of enforcement of foreign judgments after due consideration of the interests of the debtor

研究代表者

本間 学（HONMA, Manabu）

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：80387464

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：わが国の外国判決の執行判決制度は、判決手続による承認拒絶事由の慎重な審査ゆえに、債権者の権利保護の実効性（迅速性）の点で課題が残るものとされてきた。本研究は、この課題について、執行債務者の利益を図りつつ、外国判決を内国で迅速に執行するための制度を構築することを目的に、最近のEUにおける外国判決執行許可制度の廃止と、そのドイツ法による評価を明らかにすることを通じて、問題解決のための示唆を獲得した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究ではまず、これまで概括的な研究しかなかったブリュッセルIa規則における外国判決の執行メカニズムを、具体的に明らかにした点で意義がある（検討内容は今後論稿として公表される）。加えて、このメカニズムをドイツ固有法の観点から評価し、国際的な枠組みのない領域において外国判決の執行許可制度の簡素化を実現するための制度構築の視点を獲得した。この点については引き続きなお考察を要する部分も残るが、今後の議論の足掛かりを築いた点で一定の意義があると考えられる。

研究成果の概要（英文）：An execution judgment system in Japan has a problem in the point of swiftness. On the other hand, the interests of the debtor must also be taken into account in this system. This study examines the solution to this coordination problem through a comparative legal review with EU and German law, and obtains some suggestions for Japanese law.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：外国判決の執行 執行判決制度 権利保護の実効性

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

民執法 24 条は、民訴法 118 条の要件の下に外国判決に執行力を付与し、これを内国において債務名義として認めるための制度として、いわゆる執行判決手続を定めている。ところが、同手続は、実際には権利保護の実効性の点で不十分であり、より簡素な手続が必要である。すなわち同手続は、実体権の存否を慎重に判断することを念頭においた、判決手続として構成されているため、外国判決を内国における債務名義とするには、多大な時間を要し、債権者の権利を実効的に保護できない。他方、民事紛争に関する実体的規律や処理手続は、各国において様々であり、必ずしも国際的に均質であるとはいえないから、外国で行われた手続の結果を内国で無条件に尊重することもできない。また、内国でそれを強制的に実現するに当たっては特殊な手続的配慮が必要となる。したがって、外国判決の執行判決手続は、これら二つの利益を適切に調整する手続に生まれ変わる必要がある。この問題は、従来から一部の論者から検討の必要性が指摘されていたが、具体的な検討についての取り組みは、これまでのところみられなかった。

そこで本研究は、このような外国判決の執行許可手続の簡素化による実効的な権利保護の確保と、債務者の実体的利益・手続権の保障とのバランスをどのように調整するかを、近年、外国判決の執行許可手続の廃止をするに至った、ブリュッセル Ia 規則(EuGVVO)の具体的検討と、そのドイツ法における評価を手掛かりとして探究しようとした。

2. 研究の目的

本研究は、EU における最近の執行許可手続の廃止の動きとそこでの議論、およびドイツ法から見たこれらの評価を分析することにより、債権者の実効的な権利保護の確保と債務者の実体的・手続的利益との調整を図る際の考慮要素、考慮枠組みを考察し、外国判決の執行許可手続の簡素化による実効的な権利保護の確保と債務者の実体的・手続的利益の保障とのバランスをいかに調整するかを探究した。これにより、我が国における執行許可手続のあるべき姿を提示しようとするにねらいをおいた。

3. 研究の方法

研究の方法としては、EU 法及びドイツ法との比較法的考察を採用した。すなわち、EU における外国判決の執行許可手続の廃止の具体的動向を分析し、それをドイツ固有法と対照することで、上記の研究目的の実現を試みた。なお当初計画では、ドイツ法系民事訴訟法担当者会議に出席することで、ドイツの研究者と本研究テーマに関する意見交換をし、EU 及びドイツにおける議論を文献に現れない点も加味しながら検討する予定であったが、2020 年初頭から世界的な問題となったコロナ禍の影響を受け、結果として実現ができなかった。

EU では、2004 年に争いのない債権に関する欧州債務名義の創設以降、外国判決の執行許可手続の簡素化の進展が著しい。2012 年には、財産関係事件一般を対象とする EuGVVO (いわゆるブリュッセル 規則) についても執行許可手続が廃止された。この EuGVVO の改正内容がどのようなものかを、EuGVVO 以外の立法における外国判決の執行許可手続の簡素化との相違に注意をしつつ、分析・整理することにした。

その際、考察の視点として次の 2 点を設定した。まず第一に、研究の目的に記した調整問題を EuGVVO 内在的にどのように解決しようとしているかである。EU における立法は、渉外的な権利保護の実効性を高めるための、あくまで一つの理念モデルである。EU 規則は、渉外的な民事手続の一部分を規律するに過ぎず、これらが規律しない問題には、構成国の固有法が適用される。したがって、EU 規則によっても、各構成国の実体法・手続法の相違はなお EU 域内で厳然と存在する。それ故、統一体としての EU という見かけにもかかわらず、外国判決の執行許可の段階では、他の構成国の手続において敗訴当事者の実体的利益あるいは手続権が十分に保障されていたかが依然として問題となる。執行許可手続を廃止する際に、この問題に EU はどう対応したのかを、EuGVVO 以外の規律と比較しながら、EuGVVO の特徴を明らかにすることで明らかにしようとした。

第二に、EU 構成国の一つであり、特にわが国と手続法制が近似するドイツがこの改正をどのように評価しているかを見る点である。第一の視点により明らかにされる規律メカニズムは、構成国間での司法協力の枠組みが整った EU という、いわば理念モデルにおいて機能するものである。わが国は EU のような国家間の枠組みを有してはいないから、EU の規律モデルをそのまま用いることはできず、前提の違いを適切に考慮する必要がある。そこで、我が国の民事手続の構造と類似性を有するドイツ法が、EU における外国判決の承認・執行に関する新たな規律モデルをどのように評価しているのか、ドイツ固有法における執行・承認の枠組みに何かしらの影響を与えているのかを検討することで、我が国における執行許可手続のあるべき姿を考察する際の分析要素を抽出しようとした。

4. 研究成果

本研究の結果、以下のような知見が得られた。その詳細は、今後、勤務校の紀要においても公表する。

(1) 執行許可手続が廃止されたことにより、原裁判国の裁判が同国で認証されれば、EU 域内において有効な債務名義となり、これを直接の根拠として他の構成国での執行が可能となる。この点で、債権者の迅速な権利実現が期待されるが、欧州債務名義規則などのように EU 固有の債務名義が創設されたわけではない。他方で、従来の承認拒絶事由に相当するものが、執行国において債務者が強制執行を阻止ための事由として残置されている。したがって、欧州債務名義規則の規律とは異なり、執行国における原裁判国の裁判内容に対するコントロールは残る。このコントロールは、債権者のイニシアチブによる執行許可手続としてではなく、債務者の申立てにもとづく執行からの救済手続として構成されているため、起訴責任の転換が生じている。この救済手続の具体的な規律は各国国内法に委ねられるが、ドイツ法は請求異議の訴え (ZPO767 条) によるものとしている。

以上のようなブリュッセル Ia 規則の新たな規律は、原裁判国の裁判の執行力を執行国への拡張することを肯定したうえで、執行手続の段階での債務者主導による裁判内容のコントロールを認めることで、債権者の迅速な権利実現の利益と債務者利益の調整を図ろうとする点に特徴がある。

(2) 以上のようなブリュッセル Ia 規則の規律は、ドイツ法の観点からは、いくつかの批判的評価がなされている。コロナ禍による渡独の断念、および最重要文献のひとつの度重なる発刊延期 (Kropholler/Hein, *Europaisches Zivilprozessrecht* の最新版) のため、なお検討すべき点を残すが、これまでのところ少なくとも以下の点が確認できる。

まず、EU 法内部に、ブリュッセル Ia 規則、欧州債務名義規則といった複数の外国判決の執行ための制度が存在する結果、かえって法の透明性が失われ、債権者の迅速な権利実現が逆に阻害される結果となることへの批判である。

他方、ブリュッセル Ia 規則は承認拒絶事由を残置している。この点は、他の規則が承認拒絶事由の廃止したことで欧州人権条約との関係での疑義が呈せられているのに対して、債務者の手続的利益を保障する点で好意的に評価される一方、EU の立法者が目的とした域内での判決自由流通による債権者の権利の迅速な実現の点では、承認拒絶事由を残置したのが妥当であったか、なお批判が残る。これらの調和を図る立場からは、EU 域内の司法制度が共通して保持すべきミニマムスタンダードの探求とそれによる各構成国の司法運営が提案されており、注目される。

また、債権者の迅速な権利実現を図るというブリュッセル Ia 規則のねらいからして、新たに構築された、債務者による外国判決の執行に対する不服申立て手続において、請求異議事由に該当する事由の主張を認めるべきなのか、議論がなされている。

(3) ドイツ法の視点からのブリュッセル Ia 規則の評価も、なお検討を要する部分は残るが、わが国の執行判決手続の簡素化を考えるうえで、一定の示唆を与えるように思われる。まず、EU 法のような枠組みを持たない領域においては、何らかの形での執行許可手続は必要であること、承認拒絶事由、とりわけ手続的公序要件の内容を具体化する際に、ドイツで議論されている司法のミニマムスタンダードの議論が参考となる。また、承認拒絶事由の審査を債務者による起動を基礎とした事後的救済システムとして構築しうるかも検討に値しよう。さらに、このような簡素化された手続の中で、請求異議事由の審査が可能であるのか、仮にその審査を否定する場合、それは適切であるといえるのか(この点にかかわる準備作業として、後記判例研究を公表している) などである。

最後に、ブリュッセル Ia 規則は外国判決の執行力を内国に拡張する発想を基盤とする。この点は、外国判決の効力につき、執行力についても内国へ拡張することを認めることを意味し、外国判決の執行力は内国裁判所により付与されるという、伝統的なわが国(及びドイツ固有法)の通説とは異なる理解に立つものである。その理論的基盤がどのようなものか、かかる理解を取る場合、具体的な帰結は伝統的通説と異なるのかなどの問題を検討することは、外国判決の執行力の基礎理論を考察するうえで重要であろう。今後の研究課題としたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 本間 学	4. 巻 66巻2号
2. 論文標題 民訴法118条3号の要件を具備しない懲罰的損害賠償としての金員の 支払を命じた部分が含まれる外国裁判所の判決に係る債権について弁済がされた場合に、その弁済が上記部分に係る債権に充当されたものとして上記判決についての執行判決をすることの可否	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 金沢法学	6. 最初と最後の頁 151 ~ 161
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.24517/0002000463	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 本間学
2. 発表標題 外国に所在する証人に対するウェブ会議を用いた尋問の可能性と課題
3. 学会等名 北陸国際関係私法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------